

入選 佐賀県 宮城 保之 様 (50代)

「初診日の前に年金保険料が未納です。残念ですが、障害年金は受給できません。」

年金事務所で、このようなお答えをいただくことがあります。

私は、障害者福祉施設の職員。福祉施設を利用する障害者が年金相談に行った時のことです。

20歳後に障害の認定を受けた障害者は、障害の診断を受けた最初の日の前に、年金保険料を納めていないと「未納」となり、冒頭のように障害年金をもらえないことがあります。

20歳後に、突然の事故で身体障害者になったり、発病して精神障害者になることも人生のうちにはあるかもしれません。20歳後に知的障害がわかったという知的障害者もおられます。

障害者の多くは、普通の仕事に就くことが難しく、障害年金で生活費を確保することになります。

就職ができず、障害年金もなければ、親族に扶養されるか、生活保護を受けるかになります。

福祉施設での作業工賃で生活費をまかなえる事例は、ごくわずかです。

年金保険料は、20歳から納めなければなりません。

何らかの事情で納める余裕がないときは、役所や年金事務所で「納付免除」の手続きをすることができます。「免除」になれば、年金保険料を納めていなくとも「未納」にはなりません。

「年金」は生命保険です。

生命保険というと、「亡くなった後にくるお金」と思われがちですが、これは死亡保険と呼ばれるもので、残された家族の生活費や相続税を払うための資金など「残された人のための保険」です。

生命保険には、もう一つ、生存保険と呼ばれるものがあります。

生存保険は、年老いて働けなくなった時の生活費、病気やケガで働けなくなった時の生

活費を保障する「生きるための保険」です。

「年金」は、この生存保険という生命保険の一種です。

そして、国の障害年金や老齢年金は一生涯の保障をしてくれます。

生命保険に限らず、「保険」は、たくさんの人がお金を出し合って、その中から、お金を出していた人が困った時にその人にお金をあげるしくみです。

人は未来のことは全くわかりません。「困った時」はいつ来るかわかりません。

ですから、「困った時」の備えとして「保険」は必要です。

ある論評では「70歳で死んだら、もらう金額よりも納めた金額が多いから公的年金を納めるのはムダだ。」と言います。

では、20歳後、年金保険料を納めずに、その金額を銀行で毎月積立てたとします。

途中「困った時」が起こり積立てができなくなった場合、「積立免除」はなく、そこで終了です。

積立できなくなった時の積立金額で、その後の一生分の生活費をまかなえるでしょうか。

この論評は、年金を「貯蓄」と誤解しているために、「備える」という考え方がありません。

ならば、「貯蓄」はいらないのでしょうか。

人が生きていくには、趣味や娯楽といった余裕も必要です。

「貯蓄」は、余裕のための資金ですから、「貯蓄」は必要です。

「貯蓄」は、一時的な大きな出費が必要な時に、生活費から出費しないよう守ってくれます。

そして、「困った時」に、余裕のための資金を生活費として取り崩すことのないよう、「保険」が「貯蓄」を守ってくれます。

このように「保険」と「貯蓄」が互いに守りあうことで、不安に備えながら充実した人生を歩むことができます。「保険」も「貯蓄」もどちらも必要です。

どうか、年金保険料を納めておいてください。

納められないときは、「納付免除」を申請しておいてください。

そして、冒頭のようなことが起こらないようにしてください。

年金は「生きるための保険」です。

以上が、障害者福祉の現場から見える「わたしと年金」です。